令和5年度

物流拠点機能強化支援事業費補助金

交 付 要 綱

令和5年12月 国 土 交 通 省

物流拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱

令和5年12月5日 国自貨第692号

(通則)

第1条 物流拠点機能強化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、 別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和 30 年政令第255号。 以下「適正化法施行令」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、災害時や電力不足時(以下「災害時等」という。)に地方公共団体等が設置する物資輸送拠点として活用が予定される営業倉庫等の物流施設に非常用電源設備を導入する事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費の一部を国が補助することにより、全ての地域において災害時等の物資の円滑な輸送を確保するために必要な体制が確立・強化されることを目的とする。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 「物資輸送拠点施設」とは、倉庫事業者等が事業の用に供する施設であって、災害時等において、地方公共団体等から支援物資物流の拠点として活用することについて協力要請があった場合には、その要請に基づき、対応可能な範囲内において活用されるものをいう。
 - 二 「倉庫事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 倉庫業法 (昭和31年法律第121号) 第3条の登録を受けた倉庫業者
- 口 貨物利用運送事業法 (平成元年法律第82号) 第3条第1項の登録を受けた第一種貨物利用運送事業者、同法第20条の許可を受けた第二種貨物利用運送事業者、同法第35条第1項の登録を受けた者又は同法第45条第1項の許可を受けた者(それぞれ同法第2条第3項に規定する航空運送事業者の行う運送に係る同法第2条第1項に規定する利用運送を行う者に限る。)
- ハ 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第3条の許可を受けた同条第2号 に規定するトラックターミナル事業者
- 三 「施設」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 倉庫業法第2条第1項に規定する倉庫であって、同条第2項に規定する倉庫業の用 に供するもの
 - 口 貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を遂行するために 必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設(航 空運送事業者の行う運送に係る利用運送の用に供するものに限る。)
 - ハ 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するトラックターミナル
- 四 「施設基準」とは、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針(平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定、令和4年6月10日最終改定)」6(9)2)①に示されてい る基準をいう。

(補助対象事業等)

- 第4条 国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。
- 2 この補助事業の補助対象事業者、補助対象経費、補助率等については、別表に定めるも

のとする。

(交付申請)

- 第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長、神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長(以下「地方運輸局長等」という。)に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 地方運輸局長等は、第1項に定める補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を 行い大臣に進達するものとする。
- 4 補助金交付申請書には必要に応じて大臣が指示する書類を別途添付しなければならない。

(電子情報処理組織による交付申請等)

第6条 補助対象事業者は、前条第1項の規定に基づく交付申請、第9条第2項の規定に基づく交付決定事業の計画変更の申請、第11条の規定に基づく交付申請の取下げ、第12条第2項の規定に基づく事業の中止又は廃止の承認申請、第13条の規定に基づく事故報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項の規定に基づく実績報告、第17条の規定に基づく支払請求、第20条第2項の規定に基づく財産の処分承認申請又は第23条の規

定に基づく活動報告について、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第 26 条の 3 の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第2項の規定に基づく交付の決定及び通知、第10条第2項の規定に基づく交付決定事業の計画変更の決定及び通知、第12条第5項の規定に基づく交付決定事業の中止又は廃止の承認、第16条第2項の規定に基づく交付決定及び額の確定通知、第18条第1項の規定に基づく取消し又は変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第2項の規定に基づく財産処分の承認又は同条第3項の規定に基づく納付命令について、当該交付申請等を行った補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(交付決定及び通知)

- 第8条 大臣は、地方運輸局長等から進達された第5条第1項の規定による補助金交付申請 書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を 行い、交付決定の内容等を地方運輸局長等に通知するものとする。
- 2 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、補助金の交付を申 請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付決定の通知に際して、必要な条件を付すことができるものとする。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象設備の内容、補助対象経費の配分等申請書に記載した 内容について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受け なければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第2号様式による 交付決定(変更)申請書を地方運輸局長等に提出するものとする。
- 3 地方運輸局長等は、前項に定める交付決定(変更)申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付決定の変更及び通知)

- 第 10 条 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条の規定による交付決定(変更)申請 書について、交付決定を変更すべきと認めたときは、交付決定の変更を行い、地方運輸局 長等にその旨通知するものとする。
- 2 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、交付決定(変更) 通知書により、交付決定(変更)を申請した補助対象事業者に通知するものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第 11 条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、第 3 号様式による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

(補助事業の中止等)

- 第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとする ときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第4号様式による

補助対象事業中止(廃止)申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

- 3 地方運輸局長等は、前項に定める補助対象事業中止(廃止)申請書を受理したときは、 所要の審査を行い大臣に進達するものとする。
- 4 大臣は、地方運輸局長等から進達された第2項の規定による補助対象事業の中止(廃止) 申請書について、事業を中止(廃止)すべきものと認めたときは、地方運輸局長等にその 旨通知するものとする。
- 5 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、補助対象事業中止 (廃止)承認通知書により、補助対象事業の中止(廃止)を申請した補助対象事業者に通 知するものとする。

(事故報告)

第 13 条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見 込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに第 5 号様 式による事故報告書を地方運輸局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、遅滞なくその実施状況等について報告しなければならない。

(実績報告)

- 第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は 3 月 15 日のいずれか早い日までに第6号様式による設置完了報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。
- 2 地方運輸局長等は、前項の規定による設置完了報告書を受理したときは、所要の審査及

び必要に応じて現地調査等を行い、大臣に進達するものとする。

- 3 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日 までに第7号様式による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 4 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は補助事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定及び通知)

- 第 16 条 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条の規定について、その報告の内容が 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により地方運輸局長等に通知するものとする。
- 2 地方運輸局長等は、大臣から前項の通知を受けたときは、補助金の額の確定通知書により、補助対象事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第 17 条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第 8 号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

- 第 18 条 大臣は、次の各号に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反 した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正行為等を行った場合

- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が なくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消 しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又 は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

- 第 19 条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下 「取得財産等」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的 な運用を図らなければならない。
- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、第9号様式による取得財産等管理台帳を備え、 管理しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第20条 補助対象事業者は、取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる取得財産等及び同条第4号並びに第5号の規定により大臣が別に定める取得財産等については、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、大臣の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供すること等(以下「処分」という。)をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第 10 号様式による 財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分

時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金相当分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(書類の保存義務)

第 21 条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る書類を補助金の交付を受けた取得財産等の財産処分制限期間が経過するまで保存しておくものとする。

(補助対象事業者の責務)

第 22 条 補助対象事業者は、補助によって設備を導入した物資輸送拠点施設が災害時等に おいて有効に活用できるよう、物資輸送拠点施設及び補助によって整備した設備の維持管 理を行わなければならない。

(活動報告)

第 23 条 補助対象事業者は、災害時等に補助により整備した設備を地方公共団体等が使用 し、支援物資の受入れ、保管、仕分け等の作業を実施した場合には、その支援物資受入れ 等の作業開始から1ヶ月ごと及び支援物資に関する作業の完了後に、遅滞なくその実施内 容についての報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

別 表

| 内 容 | 物資輸送拠点施設において、非常用電源設備の導入を行う事業 |
|----------|--|
| 補助対象事業者 | 補助対象事業者は、施設基準のオ以外を満たしている物資輸送拠点施設において、非常用電源設備の導入を行う事業を実施する者とする。 |
| 補助対象経費 | 補助対象経費は、非常用電源設備の導入に係る費用(当該設備の設置及び使用開始に必要な設計・工事等に係る費用を含む。)とする。ただし、発電設備の燃料の経費については補助の対象外とする。 |
| 補助対象 | 補助対象設備は非常用電源設備(発電設備又は蓄電池)とし、以下に定める条件を満たすものでなければならない。 外部からの電源供給が途絶えた状況にあって、3日間以上該当物流施設への支援物資の受入れ、保管、仕分け等の作業を滞りなく実施することができるだけの電源を確保できること。 |
| 補助率 | 1/2 |
| 補助金の額 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、500万円を上限とする。 |
| 補助金の額の確定 | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1)補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2)補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合は当該変更後の額) |